

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年11月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300162 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300030 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日まで

請求期間に係る月額報酬の届出金額と実際の報酬に大きい差がある。給与額は、昭和 61 年 8 月から 22 万円、昭和 62 年 8 月から 26 万円、平成元年 8 月から 30 万円、平成 3 年 10 月から退職までは 32 万円だった。

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

前回、請求者は、請求期間のうち、昭和 62 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日までの期間について、平成 28 年 9 月 9 日付で訂正請求を行っているところ、① A 社の請求期間当時の事業主は、請求期間の資料は保管しておらず請求者に係る厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除については不明である旨陳述していること、② 同社は、請求期間当時の資料の保管はないと回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出、給与支給額及び給与からの厚生年金保険料控除額について確認できないこと、③ 請求者が同社における同僚であったとして氏名を挙げた複数の者に照会したが、請求期間当時の給与明細書等を所持している者はおらず、請求期間当時の同社における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除状況は不明であり、請求者の主張を裏付ける資料を得ることができないことなどから、既に平成 29 年 2 月 22 日付で、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、請求期間を昭和 61 年 8 月 1 日から平成 6 年 2 月 1 日までの期間に変更し、当該期間に係る月額報酬の届出金額と実際の報酬に大きい差がある旨、また、銀行の「お取引明細」に記載された平成 5 年 4 月 2 日に請求者に振り込まれた国税還付金の額から、当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額が計算できるはずである旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、A 社、同社の請求期間当時の事業主及び役員並びに前述の同僚を含む請求期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会を行ったが、請求者の同社における給与の支払状況及び厚生年金保険料の控除状況について、前回と同様に請求者の主張を裏付ける資料を得ることはできない。

また、請求者の請求期間当時の住所地 (B 市) を管轄する C 税務署は、請求期間に係る確定

申告書等の課税資料及び国税還付金に係る資料は保管されていない旨回答していることから、請求者に振り込まれた国税還付金の額からは、請求期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間において、その主張する報酬月額及び当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、これまでの訂正請求に当たり、自身の主張のほかに当該主張を証言する者として複数の氏名を挙げているが、請求者の主張及び証言者からの回答・陳述だけではなく、当該主張の裏付けとなる資料が確認できなければ、年金記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300166 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300031 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 15 日
② 平成 16 年 12 月 27 日
③ 平成 17 年 8 月 15 日

請求期間について賞与が支払われていたと思うが、年金記録に賞与の記録がない。請求期間①、②及び③の賞与記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、A 社は、請求者に係る賃金台帳の保管はなく、請求者に対し賞与を支給したか不明と回答している上、請求者は賞与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者が請求期間①、②及び③における住所地とする B 市が提出した平成 17 年度分（平成 16 年所得分）及び平成 18 年度分（平成 17 年所得分）の課税関係資料に関する回答からは、請求期間①、②及び③において、A 社が請求者に対し賞与を支給したこと及び当該賞与から厚生年金保険料を控除したことを推認できない。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。